

公益財団法人日本テニス協会

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下「この法人」という。）定款第24条及び第42条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬及び費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
2 常勤役員とは、理事会により指名された理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし、この法人の事務局業務日数の3分の2以上を勤務する者をいう。
3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する年額報酬
- (2) 非常勤役員に支給する月額報酬額および日額報酬額

(費用)

第4条 この規程において費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、宿泊費、旅費経費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給と控除)

第5条 この法人は、定款第42条第1項に基づき評議員会において別に定める総額の範囲内で、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員は無報酬とする。
3 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、定款第37条に基づき評議員会で選任の決議があった日の翌日を起算日とし、定款第40条第1項に定める任期満了日又は退任若しくは解任の日までの期間の職務執行の対価として支給する。
4 常勤役員及び非常勤役員の年額報酬は、次条に基づき定まる金額に12分の1を乗じた額を、本条に従い支払う。
5 常勤役員及び非常勤役員に対する年額報酬又は月額報酬の支払日は、毎月20日（その日が金融機関の休業日にあたるときはその日より前の日において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日。以下同じ。）に、支給する。ただし、非常勤役員の各月における在任期間が1歴月に満たない場合、当月分の非常勤役員の年額報酬又は月額報酬の額は、日割り計算とし（常勤役員の年額報酬及び月額報酬は日割り計算の対象としないものとする。）、その支給日は、この法人が合理的に決定することができる。
6 非常勤役員に対する日額報酬の支払日は、毎月20日を基本とするが、支払日までの勤務日数に応じ、その支給日を、この法人が合理的に決定することができる。
7 常勤役員及び非常勤役員への報酬の支給は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により行う。
8 報酬の支払に際し、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬)

第6条 常勤役員の年額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。

2 非常勤役員の月額報酬及び日額報酬は、それぞれ以下のとおりとし、それぞれの役員の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。

(1) 月額報酬：当該非常勤役員の別表の各号俸の1/2の額

(2) 日額報酬：当該非常勤役員の別表の各号俸に基づき前号により算出される月額報酬の1/2の額

(講師及び原稿執筆謝金)

第7条 役員等が、この法人の役員等の職務執行としてではなく、この法人の行う講演会、研修会、シンポジウム等などの講師、原稿の執筆を行ったときは、別に定める基準に基づき、謝金を支給することができる。

(日当の支給)

第8条 この法人の行う大会やイベントを含む協会活動に、この法人の役員等の職務執行としてではなく参加する役員等の行為に対して日当を支払うことができる。

(出張時の旅費経費等)

第9条 この法人が役員等に対し出張を依頼するとき、日程又は施設の都合により、朝食、昼食、夕食が手配できない場合は、理事会が別に定める旅費規程に基づき、旅費経費等を支給する。

(費用の支払い)

第10条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって支出した費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、支給要件に該当する常勤役員に対して、理事会が別に定める事務局給与規程第13条を準用して支給する。

(評議員の旅費の支払い)

第11条 評議員には、評議員会出席に要する旅費を支払う。

2 前項の旅費は、理事会が別に定める旅費規程に基づき支給される。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

制定	平成23年	5月24日
改正	平成26年	3月20日
改正	令和3年	3月23日
改正	令和5年	6月14日

別表（第6条関係）

号俸	年額	号俸	年額
1	600,000 円	9	9,600,000 円
2	1,200,000 円	10	10,800,000 円
3	2,400,000 円	11	12,000,000 円
4	3,600,000 円	12	13,200,000 円
5	4,800,000 円	13	14,400,000 円
6	6,000,000 円	14	15,600,000 円
7	7,200,000 円	15	16,800,000 円
8	8,400,000 円	16	18,000,000 円

制定 平成23年 5月24日
改正 平成26年 3月20日
改正 令和 3年 3月23日
改正 令和 5年 6月14日